

令和2年 第5回

教育委員会定例会会議録

とき 令和2年5月26日

品川区教育委員会

令和2年第5回教育委員会定例会

日 時 令和2年5月26日(火) 開会：午後2時  
閉会：午後3時30分

場 所 第二庁舎251・252会議室

出席委員 教 育 長 中島 豊  
教育長職務代理者 菅谷 正美  
委 員 富尾 則子  
委 員 海沼 マリ子  
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 齋藤 信彦  
庶 務 課 長 有馬 勝  
学校施設担当課長 小林 道夫  
学 務 課 長 篠田 英夫  
指 導 課 長 工藤 和志  
教育総合支援センター長 矢部 洋一  
品川図書館長 横山 莉美子  
統括指導主事 丸谷 大輔  
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄  
書 記 稲生 彩夏  
書 記 中嶋 康二

傍聴人数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を  
非公開とした。

次第

- 協議事項1 令和2年度教育委員会事務事業概要について
- 報告事項1 6月補正予算について
- 報告事項2 区立学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）
- 報告事項3 令和2年6月の行事予定について
- 第41号議案 令和2年度における品川区立学校の学期および休業日の特例に関する規則

令和2年第5回教育委員会定例会

令和2年5月26日

【教育長】 では、ただいまから令和2年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

では本日はコロナウイルス感染予防のため、3密を避けるということで、こちらの会議室が空いておりましたので、こちらを会場として実施したいと思います。また、換気のために窓を開けており、外からの音が入るので、マイクを利用させていただいております。

本日の署名委員には、塚田委員、海沼委員を指名いたします。

(「はい」の声あり)

【教育長】 よろしくお願ひいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに、本日は議事日程の追加がございます。お手元に配付しました追加議事日程について、本日の日程に追加して、議題に供することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議ありません」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、日程に追加して議題にすることに決定いたします。それでは本日の議題に入ります。

日程第1、協議事項1、令和2年度教育委員会事務事業概要についての説明を事務局よりお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、お手元でございます、教育委員会事務局事務事業概要をお開きください。私からはまず1ページをお願いいたします。品川区教育委員会の教育目標および基本方針とありますが、教育目標でございます。事務事業概要は各部ともそろえておりますが、こういった目標というものを定めておりますのは教育委員会だけでございます。単に、効率的に組織を運営させるということではなく、ここに掲げられた理念を下に、教育関係者が心をつなげて、次世代を担う子供たちが、心身ともに健康で知性と感性に富んだ人間性豊かな成長を遂げるようにということで掲げたものでございます。

おめくりいただきまして、次からが基本方針で、ただいまの教育目標を5つに分解し、それぞれの例えば人権教育であれば、下位規範として(3)にあるいじめ根絶宣言、(4)の体罰根絶宣言を掲げて、さらにどのような手段でこの理念を実現するかということが書かれております。

大変恐縮でございます。次、5ページに移っていただいて、教育委員会でございます。地教行法に定めにより教育委員会に設置されておる5人の議員をもって組織されております。区内の各界各層の知見のある皆様方に教育行政に参画いただき、民主的、重層的に教育行政を進めるというものでございます。お名前と任期は表のとおりでございます。

おめくりいただきまして、教育委員会事務局の組織が6ページにございまして、組織の名称、係の名称、それぞれの定数が記載されております。

次に右側7ページ、品川教育ルネサンスでございます。ご案内のとおり、品川区は1番

のとおり、平成11年から教育改革「プラン21」というのを策定いたしまして、これまでにない学校選択制や学力定着度調査、外部評価、小中一貫教育といったことでもって先進的な取り組みを進めてまいりました。

その後、こういった施策の中で、若干の制度疲労もございましたので、2番のとおり、品川教育ルネサンスというものを掲げてございます。ルネサンスの中身は3本柱とあります。

三校種体制による学校教育の推進、地域とともにある学校づくり、9年間の一貫したカリキュラムと書いてございますが、義務教育学校設置後の中での学校の特色を生かす。あとはコミュニティスクールということを実践いたしまして、地域の方に学校の経営に参画していただき、協働の形で学校を進める。9年間の一貫したカリキュラムも、これまでは小中のシームレスということでしたが、9年間を見据えて生きる力を育成する、こういったカリキュラムでございます。引き続きルネサンスを充実、拡充させて品川区の教育を進めてまいります。

各課の取り組みにつきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

**【教育長】** 庶務課長。

**【庶務課長】** それでは、私から庶務課の事務事業概要について御説明いたします。9ページを御覧ください。

庶務課は、教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の開催、予算決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築、維持管理、修繕、および文化財保護などを担当しております。係の構成といたしましては、庶務係、学校施設計画係、学校施設整備担当、文化財係となっています。

10ページを御覧ください。まず、庶務係の事務ですが、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査などの業務に加えまして、11ページにまいりまして、学校勤務職員についての人事、研修並びに、都費負担職員も含めた健康管理を行っております。PTA関連事業では、少年少女スポーツの普及をはじめ、12ページになりまして、家庭教育講演会の開催、家庭教育学級等の委託、家庭教育力の向上支援を行います。

13ページのほうにまいりまして、83運動の推進のほか、児童通学安全確認や学校用務業務の委託等を実施しております。

次の、学校施設計画係および14ページから17ページにかけての学校施設整備担当につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げます。

17ページの文化財係でございますが、文化財保護審議会は10名の委員で構成し、年3回程度開催しております。また、文化財の指定件数は143件でございます。それらの文化財の修理、保存のための補助、奨励金等を交付しております。

なお、18ページにまいりまして、丸印の2つ目のところ、昨年12月に旧島津家本邸が、これは清泉女子大学のところの建物でございますが、これにつきましては、国指定の文化財に。また、今年の4月には、旧三井文庫第二書庫と、長濱家住宅の主屋と住宅門が国の登録文化財になりました。そのほか、5月の文化財めぐりはコロナの関係で中止となってしまいましたが、品川魅力発見ツアーなど、普及啓発事業を実施いたします。

さらに、19ページに記載のとおり、大森貝塚活用検討委員会を立ち上げる予定でございます。埋蔵文化財についての、過去の3か年の実績は記載のとおりでございます。

私からは以上です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 私のほうからは資料13ページをお開きください。中ほどの学校施設計画係でございますが、学校施設計画係では学校改築の計画や調整を行っております。現在、幼稚園2園、小学校6校、中学校1校の改築工事を進めております。

芳水小学校では、第2期校舎改築並びに外構工事を進めており、今年5月に全ての工事完了予定で進めております。城南小学校・幼稚園は、今年2月に校舎棟が完了し、現在既存校舎解体ならびに外構工事を進めており、令和3年1月に全ての工事完了予定で進めております。後地小学校は、校舎棟を今年の8月末、工事完了予定で進めております。また、引き続き外構工事を進め、令和3年1月に全ての工事完了予定で進めております。鮫浜小学校は、引き続き改築工事を進め令和3年度の工事完了予定で進めております。浜川小学校・幼稚園は、今年8月より校舎等改築工事に着手予定であり、令和3年度、幼稚園園舎棟、令和5年度小学校校舎棟の工事完了予定で進めてまいります。第四日野小学校では、今年度改築工事の実施設計を進めるとともに、改築工事に備え、既存校舎改修、既存プール解体や下水管の付け替え工事を進める予定でございます。浜川中学校につきましては、今後委託業者を決定いたしまして、基本設計を進める予定です。城南第二小学校並びに鈴ヶ森小学校につきましては、基本設計に備え、敷地測量を行います。最後に、源氏前小学校ですが、土地有効活用を含めた施設計画検討を行います。

続きまして、14ページをお開きください。学校施設整備担当では、学校の改築や維持管理、修繕を担当しているところでございます。今年度予定する学校施設整備については、記載のとおり工事を予定しております。主なものでは、校舎等整備について、便所改修から校舎大規模改修まで記載の学校にて工事を予定しております。

15ページに移りまして、下段。学校体育施設整備では、記載の学校での擁壁改修工事を予定しております。

16ページに移りまして、屋内運動場の空調設備についてですが、記載した5校で整備する予定です。用地購入につきましては2校を予定しております。その他につきましては、記載のとおりでございます。

私のほうからは以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 では、私からは学務課の事務事業について御説明をいたします。20ページを御覧ください。学務課の業務でございますけれども、冒頭書かれてございますとおり、就学事務、それから学校の環境、教育環境の整備、ICTを使った教育環境の整備、また学校保健、給食、校外活動等を行っているところでございます。これらを実施していくために中段、事務分掌の学事係、校務情報管理対策担当、保健給食係の3係が置かれてございます。

それでは、各係の事務事業についてご説明をいたします。21ページを御覧ください。中段から学事係でございます。まず初めに学校選択制の実施ということで、平成30年の3月に学事制度審議委員会の最終答申がございまして、それに基づきまして、通学区域の見直しと学校選択制度の変更がございました。それに基づいた形で、今年、令和2年の新入学で入学された方々が新たな制度での初めての入学者という形になってございます。

おめくりいただきまして、22ページでございます。希望申請の状況でございます。学校選択の個別の学校の状況につきましては、お隣23ページに書かれているとおりでございます。予定の受入数を越えた学校では、今回、小学校と義務教育学校では19校が抽選になりました。また、中学校では8校という状況でございます。

おめくりいただきまして、24ページでございます。学級編成についてでございます。中段に表が2つほどございます。上の表が、小学校と義務教育学校前期の学級編成状況でございます。平成30年から令和2年度までの3か年について記載がございますけれども、御覧いただいて分かるとおり、毎年15学級前後が増えてきているというような状況がございます。下段が、中学校と義務教育学校の後期課程でございますけれども、こちらも少しずつ増えているというような状況でございます。

お隣、25ページでございます。中段から就学援助についてでございます。就学援助はいわゆる経済的に就学が困難だと認められる方に対する支援という形で行っている事業でございます。全体の数字としては、おめくりいただいた26ページの表の2つ目、こちらが小学校、中学校を合わせた数でございますが、一番右のほう、受給率を見ていただきますと、平成29年度から令和元年度にかけて少しずつ減ってきているというような状況でございます。

ただ今回、コロナウイルスの関係で、かなり経済的に厳しい方も出てくるのではないかと考え、今年度に関してはもしかしたら増えてくるのかなということで、通年ですと4月の末までを受付の期限としているところですが、学校が閉まっているということがございますので、今月末まで受付を延ばしているという状況が一つございます。

さらに、今回こういった形で長期にわたって学校が閉まっているということもございまずので、特に経済的に厳しい方にとっては、お昼代ですね。給食が止まってしまっているということに関しまして、非常に大変な思いをされているということもございまずので、今回、4月、5月の給食がなかった分に関して、昼食代相当ということで、お一人につき2か月分で2万円の支援費を今回支給しまして、ちょうど今日、口座のほうに振り込まれているような形で対応してきているものでございます。

続きましてその下、校務情報管理対策担当でございます。こちらにつきましては、学校の事務ですとかのICT化、それから子供たちの教育に対するICT化、それぞれ担当しているところでございます。こちらに関しましては、今年度、子供たちに対するICT化の関係で、国のほうがGIGAスクール構想ということで、1人1台のタブレットの配布ということを掲げてございますので、それへの対応を現在検討しているところでございます。

お隣27ページでございます。保健給食係でございます。保健給食係はそちらに記載のとおり、学校保健、学校給食等でございますけれども、こちらも今学校が止まっている状況から、学校再開に今移行しつつある中で、正常化に向けた対応が求められているところでございます。

ページちょっと進めまして、29ページでございます。29ページの一番下のところ、校外施設というところで、移動教室や夏期施設等がございます。こちらも学務課で担当してございますけれども、今年度に関しましては、なかなかこういった活動では3密の対策は非常に難しいといったことがございまして、大変残念ではございますけれども今年度に

関しては、両方とも中止しているというものでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について御説明させていただきます。31ページを御覧いただければと存じます。指導課では教職員の人事、服務、給与等に関すること、一貫教育や品川コミュニティスクールなど、教育施策の企画に関することを担っております。事務事業は事務分掌にございますように、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めているところでございます。

では、教職員人事係から説明させていただきます。おめくりいただきまして、32ページ、33ページ見開きのところでございます。教職員人事係は、人事、服務、学校働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。32ページ一番下にございます、区固有教員の採用では、令和2年4月1日現在で29名の教員を任用しているところでございます。今年度採用選考につきましては、当初は実施する予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策が引き続く状況であることから、今年度は実施しないこととしてございます。続いて34ページにまいります。上段に学校働き方改革を記載してございますとおり、引き続き取り組んでございます。特に今年度は、教員の勤務時間外の電話応対に係る負担を軽減させるために、勤務時間外の電話応対委託を整備するところでございます。

続きまして34ページ下段、指導主事および学校地域連携係の事務事業でございます。こちらにつきましては、大きな項目として一貫教育の推進が35ページ上段のほうにございます。今年度令和2年度からは品川区立学校教育要領が小学校、義務教育学校前期課程において本格実施となっております。また、令和3年度、次年度からは中学校、義務教育学校後期課程を全面実施に向けて、今年度さらに教材作成および指導方法等を検討する委員会を運営する予定でございます。引き続き進めてまいります。

では続きまして、36ページを御覧いただければと思います。真ん中のところ、学校地域連携推進についてでございますが、品川コミュニティスクールの取り組みといたしまして、今年度特に、品川地域未来塾におきましては、人工知能教材を活用した学習支援を進めるところでございます。

続いて36ページ下段から、英語教育の部分でございます。品川英語力向上推進プラン、また37ページには7年生から9年生対象の英語力向上推進事業がございまして、こちらについては引き続き実施をしてまいります。

続いて37ページ下段から38ページにかけては、オリンピック、パラリンピック推進事業が記載してございます。38ページを御覧いただければと存じます。今年度特にこれまで行ってまいりました世界ともだちプロジェクトにつきましては、学習交流国を拡充しまして、205あります国と地域を、品川区として全てカバーできるよう取り組みを充実させていくところでございます。

38ページ中段にございますが、東京都委託事業の部分でございまして、今年度のアワード校が7校2園、また文化プログラム、学校連携事業実施校が1校、都から指定されてございますので、引き続きオリンピック、パラリンピック教育の核として他校への普及、啓発を図り、次年度の大会実施に向けて、機運を醸成していきたいというふうに考えてご

ざいます。

指導課からは以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 39ページから本センターについての業務について御説明をいたします。本センターの主な機能は上部にございます①から⑤でございます。1点目は、各学校の教育課程並びに学習、生活指導への指導、助言。2点目が、いじめや不登校対策をはじめ、健全育成並びに生活指導の対応。3点目が、特別支援教育の充実を図ることでございます。4点目が、個々の教育相談に応じるということでございます。5点目が、教職員のための職層や職務に応じた研修の実施と、資料等の情報提供になってございます。

1枚めくっていただきますと、40ページ後方です。一番下のところでございます。教育事務系の事業の中に、教育資料展示室という文字がございます。ここでは教科書等、参考資料を展示してございます。今年度につきましては、令和3年度に使用します中学校の教科用図書を6月1日から6月11日に展示する予定でございます。

41ページの中央です。相談支援担当のところでございますが、相談機能の一元化ということでございまして、相談支援体制の充実を図るために、HEARTS、適応指導教室、教育相談室の情報の共有化を図り、より一層専門性を要する支援活動を充実していきます。HEARTSは、教育相談に関わる学校を支援するチームでございます。適応指導教室につきましては、後ほどにも項目がございますが、不登校の児童、生徒の対応を主に行っております。

1枚めくっていただきまして42ページです。中央、適応指導教室です。マイスクールという名前の教室が3つございます。八潮、五反田、浜川です。またその下の段、いじめ防止の対策につきましては、先ほどお話しさせていただきましたHEARTSという支援チームが対応をしております。

43ページの上段、不登校につきましては、マイスクールが対応してございます。また本センターには指導主事がおまして、そこに四角マークでございます、体力向上、部活動指導員の配置、市民科の推進、人権、同和教育の推進。44ページになりますと、教員研修を指導してございます。

45ページ中央付近、特別支援教育係のところでございます。特別支援教育の充実ということで2行目から、一人一人の児童、生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、学級での観察、訪問、通級相談会等において、専門家の診断、助言等を行ってございます。またその下の段です。就学相談、転学相談にも応じています。

46ページにまいります。各学校に、介助員、学習支援員を配置しています。障害のある児童・生徒の安全確保、また身辺介助の目的として配置をしています。介助員はそのとおりですが、発達障害のある児童・生徒の学習参加に困難がある場合は、学習支援員を配置しています。

下の段のほうに、巡回相談員の配置がございます。特別な配慮が必要な児童、生徒の状況把握、特別支援教室関係者との連携、いじめや不登校等の未然防止、改善並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的としてございます。

最後になります。47ページの上です。特別支援教室の全校実施ということで、本区で

は、全区立学校において特別支援教室を開設してございます。47ページ2段目です。清水台小学校につきましては、さいかち学級の運営ということで、長期、短期の入院、加療を要するお子さんの学習の保証のために、清水台小学校に隣接する昭和大学病院内に病弱特別支援学級さいかち学級を開設して、そこでお世話になるお子さんがいた場合には、支援をする教員を配置することになってございます。

私からは以上です。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 では私からは、品川区立図書館の事務事業についてご報告させていただきます。48ページを御覧ください。区内に11館あります図書館および図書館類似施設につきましては、中央館の品川図書館と図書館類似施設についての窓口委託、その他の10館については、指定管理制度を導入して運営してございます。

その運営の事務分掌としましては、管理係と事業担当という形で、管理係が施設まわり等庶務、事業担当のほうで書籍、その他イベント等の運営をするような形で運営してございます。

おめくりいただきまして、他課との共同事業ですが、様々な事業を共同して行っておりますが、近年、49ページの消費生活教室の共同実施ということで、消費者センターとの連携を行いながら、様々な講座を図書館と一緒に運営する形で、図書の御紹介を兼ねた形で運営するようなことをしてございます。

また、次に50ページのほうを御覧いただきまして、休館日につきましては、品川区立図書館については、施設点検の日を品川図書館について山の日を新たに設定して、今年度からまた運営するような形になっております。

ページを飛びまして、新しい事業の御紹介としまして53ページを御覧ください。新規事業といたしまして、4件ほど挙げてございますが、特に昨年度策定いたしました、子ども読書活動推進計画の成果としまして、乳幼児から青少年期までの読書活動を充実させる支援を行うことであるゆる子供が、本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つことを目指して活動することを決意を新たに事業予定してございます。その中の取り組みの重要なものの一点として、その下のティーンズ世代のサービスの拡充と、読書活動の推進ということで、10代から青少年期までの読書活動への取り組みとしまして、中高大学生世代の事業への参加や意見集約に向けた仕組み作りを行います。

またユニバーサル資料コーナーの開設といたしまして、年齢、障害、言語にとらわれず、誰でも図書館を利用できるようにすることをコンセプトとしたコーナーを設置します。

また、照明器具のLED化も全館で進めていく予定になっています。

図書館からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。委員の皆様方は、昨年度からの継続で皆さんいらっしやいますので、事務事業概要の基本的な部分については既に御理解いただいているのではないかなというように思います。今、各部課長のほうから説明がありました新規事業ですとか、拡充された事業、また現在コロナウイルス対応で様々な状況が変わってくる中で対応しているような状況、そういったことを中心にご質問等、または質疑を頂ければと思います。お一人1回くらいになってしまうかもしれませんが、絞り込んだ形でぜひご質問いただきたいなというように思います。

どなたからでも結構です。どうぞ。

それでは塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 ちょっとコロナとはあまり関係ないかもしれないんですが、15ページの学校施設整備で擁壁の整備というのがあるんですが、これ一時、大阪で地震が起きたときにブロック塀が倒れて女の子が死亡するという事件がありましたよね。これ、擁壁については、ブロック塀をまず第一点として使っているのかどうか。もし使っているとすると、安全性確保にどのような施策をとっているのかを質問したいと思います。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 擁壁の工事でございますけれども、擁壁の上についてはコンクリートブロック、いわゆる一時、地震で転倒、倒壊したコンクリートブロックについてはございません。今回は、擁壁の改修並びに歩道橋の改修、それと防球ネット、グラウンドの改修でございます。

以上です。

【教育長】 よろしいですかね。

【塚田委員】 学校の施設に関してのブロック塀は、もうないということによろしいですか。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 コンクリートブロックというのは、教育委員会では、道路に面しているものについては、緊急で全て行いました。ただし、民地との境界にあるものについては一部残っているところがあります。これは境界が確定していないところがあります。どちらのものなのか。それについては今後、計画的にできる範囲で工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

【塚田委員】 分かりました。

【教育長】 区内にはほかにもまだ、そういう部分は多く残っている状況はあるということによろしいんですよね。学校施設に関しては今のような形で整備をしていただいたということでございます。

ほか、いかがでしょうか。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 学校施設のことにについてなんですけれども、今、様々の改築が進んでいると思いますが、コロナ関係で計画が少し遅れたりですとか、そういうようなことは発生していないのでしょうか。順調に進んでいるのでしょうか。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 学校の改築につきましては、現在予定どおり進んでおります。浜川小学校、今、見積期間といたしまして入札のほうの手順をしておりますけれども、それについては仮契約が済み次第、今度は7月の第2定例会議にて議案として載せる予定でございます。

以上です。

【富尾委員】 分かりました。はい。

【教育長】 ほか、いかがでしょうか。

はい、海沼委員。

**【海沼委員】** 34ページに、教育実習のことが載っているんですけども、今年はコロナのことでいかがなのかな。大学の先生なんかもちよつと言っているんですけど、今年は教育実習はなかなかできないとおっしゃっていて、今年の卒業生といたしますか、大変だということが言われていまして、品川区の場合はどうなのかなと思ひまして、伺いたいと思います。

**【教育長】** 指導課長。

**【指導課長】** それにつきましては、関係大学と私ども連絡を取り合いながら、今年度予定している実習生につきましては、大学のほうで中止という判断をなされていないものに関しては、いわゆる学校再開後、実施期間を私ども学校と大学のほうで連携して定めて構わないというふうに、学校のほうにも連絡しておりますので、そういった意味でも6月1日以降再開というところで、もう学校が大学とやりとりを始めているところもございます。

ですので、大学のほうで、いわゆる履修単位の関係がございますので、そういったところで何らかの措置があって行わないと言わない限り、この再開後、もちろんこれまで例えば6月というふうに決めていたものであれば、秋以降ということで、その受け入れた学校のほうで対応するというところで、これはもう柔軟に行える場合には、確実に行っていくということで進めております。

以上でございます。

**【教育長】** よろしいですか。今年はちょっと例外ということで、期間を短くしたり、また何らかの形で大学生が学校に入って、教育活動に関わっている内容を実習としてみたりということ、弾力的に対応していかざるを得ないだろうと。今、分散登校の状況の中でなかなか教育実習の実習生を指導するという状況も作れないという部分がありますので、少し長い目で後輩たちを育てていこうという形になっているかと思ひます。

職務代理者、いかがですか。

**【菅谷教育長職務代理者】** 教育実習の子がやってきますので、学校は大変ですね。いわゆる実習指導をしてあげられないと、学校に出せないわけですね。採用試験もありますよね。免許状というのは、その年度の中で取らないと取れないですね。非常に大変な思いを。特に、どこでもそうでしょうから、1年延ばしてしまうと授業料とかいろんなことで問題になりますのでね。柔軟に対処せざるを得ないということだと思います。

私のほうからは2つありますけど。今日、今のところは一つだけ聞きたいと思ひます。庶務課長が多分答えてくれると思うんですけど、文化財のことです。品川区にある文化財、保護条例ありますよね、保護条例。あれの第2条のところに、対象を何にするかを書いてあるんですね。第2条のところに、文化財としては保護すべきものについてはそこに書いてある。その第1項のところですね、全部細かく書いてないんですけど。

まあ言いたいことは、学校が始まってですね、品川区の学校が始まって、もうそろそろで150年経つ。明治6年開校ですからね。その当時のものというのは、僕は文化財になる、ならないという論議はあると思ひます。あると思うけども、品川区の歴史に対して学校の歴史の中で、非常に大事なものがいっぱいあるんじゃないかなという意識を持っています。そうすると、今それを、何か保存することをしていないと、なくなるかなという問

題意識を持っています。

例えば、京都市の場合、京都の場合は日本で一番最初に、番組小学校という制度を作って、明治2年です。だから京都の場合は学校博物館というのを持って、その資料を集めている。品川はそんなに古いところではないけれども、江戸から東京に変わったときに、結構早い時期に、いわゆる都心ではなくて外側の中で早くできた学校なんです。特に品川小と城南小です。そこにある、そのほかのものも含めてですね、今、手を打っておかないと、校舎改築とかいろんなことがあったときに、貴重な資料がなくなってしまうんじゃないか。

今までの考えている文化財のもの、一緒のもんだと思わない。質が違う。だけど、残さないことには150年というのは、すごい昔のこと。もうものがないものがありますので。ぜひ何かそういうことをお考えになるという要素をお持ちで見ていただければ、僕はありがたいなと思います。こういう施策の中で、一つそういう部署があるとやっていけるんじゃないかなという思います。

あともう一つあるのは土曜の授業のことです。ここに書いてあるのを見ると、土曜日の授業はこうですよと44ページに書いてありますけど、この形では今年いかないなと思いますので、多分コロナ対策について項目がありますよね。そこのところでもう一度お聞かせいただきたいなと思います。

以上です。

**【教育長】** 庶務課長。

**【庶務課長】** 今、職場代理から貴重な意見を頂きました。何年前に一斉の調査をして、現在、文化財が品川区は143個ある。これは23区でも比較的、数が多いほうになっております。その後はあまり大きな調査をしていない部分もありますけれども、少しずつやってきています。ただ、学校についても、職務代理が言われたとおり140年が経過して、150年になってくる学校も出てきますし、せんだっては城南小学校で改築したときにも、色々な物が出てきたということもあります。

そういった大げさなものでもなく、今既に学校にあるもので大事にしていかなければいけないものもあるだろうということはあると思いますので、今後は学校の改築に限らず、そういった文化的な要素があれば、そういう視点を持ってやっていきたいと思います。

今回、たまたま長濱邸というのが登録文化財になったのも、ちょうど100年なんですね。大正初期の頃に作った旧家で、それがいい形で残っているということで、国の登録文化財になったということです。歴史がある学校は100年以上も経過していますので、そういった視点も持ちながら考えていきたいと思います。

**【教育長】** 文化財には、ああいう有形のものもあれば無形のものもありますけどね。今100年という話がありましたが、芳水小は、100周年をこの間迎えましたけれども、あそこの校歌は山田耕作さんが作っているんですよね。今、テレビの朝ドラの「エール」で、志村けんさんが演じていらっしゃいます。

延山小は140年。今年記念式典があるというところですけども、堀内敬三さんが作っているということで、校歌等は、「品川の学校」という冊子で全校の校歌を掲載しているので、一つの形として残すことができているんですけども、そういった無形の部分についても、たくさん財となるものが残っているのではないかなと思うので、文化財係は今年ちょっと忙しいという状況はあります。心に留めておいていただけるとうれしいなと思

います。

土曜授業につきましては、どちらになりますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 土曜授業につきましては、コロナの状況が把握できませんでしたので、1学期については行いません。また夏休み等の工夫をしようとしておりますので、今後2学期以降、また7月もほんとうにどのような状況になるか分かりませんので、そのことについては慎重に検討してまいりたいと思います。

【教育長】 今、センター長がお話ししましたように、この後また2波、3波というような状況が来ますと、土曜日の扱いを今後どうしていくかというのは、また課題になるでしょうけどね。

予定の時間をだいぶ過ぎてしまいましたが、委員の皆さん、事務事業概要に関してこれだけはちょっと確認しておきたいという部分があれば。この後、コロナの教育に関わる部分を中心とした話は、またおいおい分かるかなとは思っています。

では、令和2年度教育委員会事務事業概要につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

それでは次に、日程第2になります。今度は報告事項1の6月の補正予算についてであります。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件となると思います。事務局としては会議の扱いについてはどのように考えていますか。

はい、庶務課長。

【庶務課長】 6月補正予算につきましては、区議会の議決前の案件であります。したがって、公正また適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 庶務課長より、今説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議とし、会議日程を変更して全ての会議の終了後に会議を開くこととしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

となりますと、次は日程第2の報告事項の2になります。区立学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)、説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは左上にとじてございます、区立学校版感染症予防ガイドライン、新型コロナウイルス感染症資料を御覧ください。

1枚開いていただきますと、このガイドラインの指針の大前提が書いてございまして、2行目から学校運営上とるべき感染症リスクを低減するための指針ですということですが、何分国や都もそれぞれ今、更新してございまして、本区も更新中でございます。ですから、一歩進んでいるところもあれば、ちょっと不確かなところも出てきつつ、ほんとうに基本的なところだけお知らせしたいと思います。

中央にございます、感染症対策に関する基本的な考え方は、以下の4つということでございます。1点目は手洗いや咳エチケット、2点目が学校医や学校薬剤師との連携、3点

目が日頃の連絡体制、4点目が今言われております3密を避けるということでございます。

2ページ目にまいります。学校運営におきまして、特に幼児・児童・生徒ということで、先ほどの4つの柱の1つ、咳エチケットやマスクの励行ということでございます。今のが(1)番です。(2)番のほうはそういう指導をなささいということで、教員側の指導の内容でございます。(3)は環境整備でございます。石けんの使用や小まめな換気ということ、またウにつきましては、消毒をすることという内容が明記されています。

3ページ目にまいります。教育活動上は様々な制約がございますけれども、幾つか細かい点も例示されてございます。ただ大きくは2行目、学年を超えた活動はできるだけ避けることや、屋外において一堂に会する活動は避けるということを基本としております。(1)番、1学期はまだガイドライン作成上、先が見えないところがございまして、かなり消極的な文章になってございますが、基本的にはこの点、点、点と挙げられたとおりでございます。(2)番が学年集会、(3)番が各教科での指導について細かい配慮事項でございます。ウのほうも、例示がございまして、体育とか音楽とか家庭科とか、いうところを具体的な注意点がございまして、体育では、身体接触を伴う活動を行わず、というようなこと。音楽においては、歌ったり管楽器を用いたりする活動を行わず。家庭科においては、調理実習をしないというようなことが示されております。

4ページにまいります。(4)番でございます、学校給食は比較的簡単なものを、今用意してもらっているところでございますが、その際の注意点でございます。基本的には、大体、小学校であればグループで食事をとりますけれども、全員前を向いて、できるだけ避けて、食事をとるということになります。

(6)番の部活動につきましては、基本的に授業日以外は実施しないということでございますが、密になるような活動等は控えるということでございます。以下、項目細かい指導内容とか行事等がございまして、御覧いただけたらと思います。

5ページの3番、登校のことでございますが、当然調子の悪いお子さんについてはお休みですけれども、家庭でもし心配で行かせたくないということであれば、欠席にはならないということが、特にウに明記されています。

また6ページでございますが、4番の感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の対処ということで、学校がこれから1日おきで6月から始まる予定でございますが、その際に十分気をつけていきたい、配慮したい点でございます。これは校長を通じて、強くこちらから配慮をお願いしているところでございます。

7ページは臨時休業の場合、感染者が出たという場合の配慮事項でございます。大きくはそのようなことでございますが、更新中ということでございまして、また新しくなりましたらお示しできるかと思っております。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

はい、富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 トイレですとか、下駄箱などの清掃、掃除については特に書いてなかったかなと思うんですけども。現状、今、生徒がしているのでしょうか。その辺については、ガイドライン等では何か示されているものはありますか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 基本的には、児童・生徒は行いませんので、委託業者に、または主事にしてもらっているという状況でございます。

【教育長】 補足ありますか。庶務課長。

【庶務課長】 今も教員は来ている状態がありまして、特にトイレですとか、そういったところは重点的に消毒をしてもらうようにしておりますので、学校が始まってからもそういったところは重点的にやりたいと思っています。それから都のほうから示された衛生関係のガイドラインということころでも、そういうところは書かれてきていますので、その辺のところは盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

【教育長】 では、また後ほど。ほかにいかがでしょうか。

ガイドラインにどこまで細かく書くかというのはなかなか難しいところだなと。本日も国から来たガイドラインはこんな分厚いやつで、これをまた見ながら区の学校版のほうを加除訂正をしていかななくてはならないという、毎日のようにこういう作業が続いている状況ではありますから。

ほかにいかがでしょう。

では塚田委員どうぞ。

【塚田委員】 感染した場合、なんかあだ名がコロナちゃんみたいになって、そういうことは校長先生がよく指導していただいているということでしたが、これ全教員、徹底してやっていただかないと、つらい思いをする子供が出るんじゃないかと思しますので、よろしくお願いします。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 当然そのとおりだと思いますので、重々これからも校長会もございますので、周知していきたいと思えます。

以上です。

【教育長】 これは本区にとっても大きな課題の一つでありますので、徹底してきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。職務代理どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 3ページのところですが、教育活動上の留意点ということで、下のほうに例が挙がっております。体育の先生は大変ですよ。音楽のとき歌声を出せない。それで教育が成り立つかなという感じがしてしまうんですが、いわゆる一番最初のところで（1）で1学期に実施すると書いてありますね。私はこの例というのは、二次の被害が来ないようになれば、歌を歌わない音楽という授業が、まるっきりないわけではありません。鑑賞もありますし、でも器楽も駄目でしょう。全部器楽じゃないけど。でも体育もそうでしょうね。だからある程度、これは例ですから、例として考えればいいことだと思うんだけど。結構、マニュアル、先生はこれに準じないといけませんよ。もうマニュアルですからね。その辺のところを十分説明してあげてほしいなと思えます。

それからもう1つ。これ26日、今日付けの文書でここに上がっているんですけど、もうこれはこれから配付という形になりますか。こういうガイドラインでいつ設定したとか、何かちょっとほんとは欲しいんで、書いていないから、ちょっと判断つかない。どこまで、教育委員会に出していますから、学校にまだ行ってないなというふうに解釈しますか

ど。なるべく早く出してあげて、対応できるようにしてほしいなというように思います。  
以上です。

【教育長】 センターのほうからありますか。

【教育総合支援センター長】 音楽について。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 本センターにも音楽担当の指導主事がおりまして、大変苦勞してございますが、やはり呼吸を用いて演奏する楽器というのは、やっぱりしばらく避けてもいいだろうということでございます。今お話にありました鑑賞とか、体での表現とか、また歌詞の読み取りとか、そのほかのことで。全体の授業時数が音楽はもともと少ないものでして、そのあたりのバランスを考えつつ、2学期以降検討してまいりたいと思います。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 このガイドライン自体の取り扱いみたいになると思うんですけど、学校が始まるということで、これを示していこうというふうに準備をしていたところなんです。そうしたところ、一昨日くらいですか、東京都のほうからももう少し衛生管理上のマニュアルみたいなものが出てきましたので、ちょっとそれを見ながら、これに手を加えて、それから学校に配布しようと思っていますので、6月1日には間に合うように、今週中の作業ということで、少し手を入れた形で完成させたいというふうに考えているところでございます。

【教育長】 指導上、衛生管理上、健康維持上と、いろいろなジャンルがあって、なるべくそういうのが混雑しないように示していくにはどうすればいいかということで、こういうペーパーベース、そしてメールでフォローして、また明後日もあるんですが、校長・園長連絡会で、徹底していこうという形はとっております。

【海沼委員】 一ついいですか。

【教育長】 はい、どうぞ。海沼委員。

【海沼委員】 登校の判断というところなんですけれども、登校すべきでないと判断した場合、欠席の扱いはしないように書いてありますけれども、ここで3か月くらいお休みだったので、お休み期間学校がなかったのも、不登校になる子がいるのかなとちょっと思うんですけれども、いかがなのかなと思っていますところなんです。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 ご指摘のとおりかと心配をしております。ただ、これまでの臨時休業中も1週間に一度は必ず学校から、担任が家庭に連絡を取り合ってきたということはございます。また、今週からは登校日ということで、必ず学校に、具合が悪くなければ来のお子さんがほとんどでございますので、そこで状況の確認をしているというところでございます。

また、6月1日から1週間くらいの間にアンケートを取らせてもらって、お子さんたちの状況把握に努めたいと思っていますので、これまでと同様にHEARTSとか巡回相談員で訪問した際に、管理職や担任を含めて状態を聞き取って必要な対応をしてまいりたいと考えています。

【教育長】 今回の件に関して申し上げれば、昨日、登校日初日だったものですから、5

校ほど学校を回りましたが、その中では9年生の登校日にしていた学校で全員来たという話、それから1年生が入学式以来、初めて来たという学校も、親御さんと一緒に登校して、中にはその教室の脇から全部参観してもらうというような体制をとった学校もありました。不登校で来られないとか、連絡つかないとか、欠席だという話は、その5校の中ではほとんどない状況でした。

【海沼委員】 よかったです。

【教育長】 やはり2か月半、ほぼ3か月、間が空いているので、ちょっとこう渋っていた1年生なども見受けましたが、先生が丁寧に対応しておりました。何より各学校の反応で共通していたのが、子供たちが大きい、背が伸びているということです。夏休み等もそうなんです、1か月半ありますと、子供の成長というのは非常に大きいので、今回それが倍の期間ありましたので、背も伸びて、それからちょっと横にもこう大きくなっている状況が、異口同音に各学校の先生たちから聞こえて来ました。さらに、子供たちの声が弾む学校というのは、大人のほうも大変元気が出るという声も聞こえております。

そのほか、いかがでしょうか、マニュアルにつきまして。

どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 子供たちの安全のためには、学校の先生方の安全を守ってこそと思っているんですけども、職員室のこととかがあまりこのガイドラインには載っていないんですが、それもまた追加で載せていくような形なんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 現在ガイドライン上にはないんですけども、指導課のほうからは職員室内での密を避ける。どうしても職員室机で勤務する場合には、当然換気も含めて、極力会話をしないところまで。食事の場合は、休業中の食事に関しても空いている教室等もあるので、基本職員室内では取らないようにとかということ、再三連絡しているところではございます。ですので、どこまで載せられるかというのは、また今後、今週検討の中ではしていきたいというふうに思いますけれども、いわゆる3密を避けるというところからの判断でできるところと、あとは明文化するべきところというふうに示しながらいきたいというふうに考えております。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 子供たちは、ドア・ツー・ドアで家と学校の往復ですけども、教員の場合には中には1時間、1時間半かけて通勤電車に乗って来ている人もいますので、今日なんかもだいぶ人が増えてくるんじゃないかなと思います、結局は学校に入る段階での消毒ですとか、そういったところからも対応は始まってくるのでしょうか。

職員室もどうしても狭いところに今さまざまなスタッフが入っている、それはいいことなんですけれども、場所的に厳しくなっている状況があって、ビニールシートで間をセパレートしている学校などもありますし、それからちょっと余裕があるところは、作業スペースを別に設けたりというような形で対応はしているようですが、なかなかその時差通勤とかというのができないものですからね。ここはこれからの課題になってくるのかなとは思いますが。

各学校はかなり情報共有する形になってきて、生かせる部分は生かしていますが、今、

学校改築の最中の学校がやっぱり厳しいかなという感じが見ている中ではありました。何とか支援していければと思います。

どうでしょうか。これ多分やっているのとあと1時間かけても終わらないと思いますが、これだけは、これだけはぜひという部分はありますか。

では富尾委員、これで最後にしたいと思います。

【富尾委員】 すいません。マスクをしていることが大体日常的になっていると思うんですけども、中には聴覚障害の子たちがほんの数人かもしれないですけどいたりとか、マスクに対してとても抵抗感がある子供がいたりするかなと思うんですけども、個別対応にはなると思うんですけども、その辺の配慮もぜひやっていただきたいなというふうに思っているんですけども。

【教育長】 富尾先生、いい対応の仕方はありますか。

【富尾委員】 マスクをしないようにするために、つい立てを立てて、先生がマスクをせずにお話をするとか、そばに行くときにはフェイスシールドみたいなことをするとか、また発達段階に応じてやっぱり顔が見えないと子供は不安になったりすることも多いと思うんですよ。そういった発達段階に応じた対応というのも必要なのかなというふうに思います。

【教育長】 おそらくセンターの特別支援担当のほうでもいろいろと工夫をされているかなとは思いますが、ぜひ今の点につきましても協議して、該当の子供がいる学校への指導をお願いできればなというふうに思います。

それではこれは今日でこの対応が終わりというわけではありませんので、今後もまた継続して状況については報告し、委員の皆様の御意見を頂戴していければと考えております。

区立学校版感染予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）につきましては、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は日程第2、報告事項の3、令和2年6月の行事予定についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは資料4のほうを御覧ください。6月の予定でございます。6月9日2時から定例会、それから6月30日になります、これは15時半から臨時会ということで予定をさせていただきます。場所については、今のところ大きな部屋が取れていませんので、一応教育委員室とさせていただきます。また、取れ次第ご連絡をしたいと思います。

以上です。

【教育長】 説明が終わりました。6月9日のほうは2時から。そして6月30日のほうは3時半からということで、委員の皆様よろしいでしょうか。

またこの後に都議選等もあって、いろいろと会議室が取れない状況もありますので、場合によっては教育委員会室での開催という形になるかもしれません。またコロナの状況も何とも申し上げられませんので、その辺はまた変更になる可能性もあるということでござ

承ください。

それでは、令和2年6月の行事予定についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。次は追加議事日程になりますでしょうかね。第41号議案です。令和2年度における品川区立学校の学期および休業日の特例に関する規則。事務局より説明をお願いいたします。

【庶務課長】 それでは本日お配りしました、追加議事日程のほうを御覧いただきたいというふうに思います。1枚めくっていただきまして、資料5というものでございます。令和2年度における、品川区立学校の学期および休業日の特例に関する規則の制定について。第41号議案というものでございます。コロナの関係で、5月31日まで学校は臨時休業をしていたということでございます。一応、今の見込みでは、6月から分散登校ではありますけれども、再開はできる見込みということになってきました。

ただし、もう既に標準授業日数を下回る見込みとなっているということでございます。まずは夏休みの、夏期休業期間を短縮するという必要があるだろうということでございます。今回、6月からの再開の見込みが立ったということで、このタイミングで夏期休業の日を決めていきたいというふうに思い、議案とさせていただいているものでございます。

併せて、夏休みも変わることによって、学期も変更しなければならないということもございます。そもそもこの学期とか休業日につきましては、品川区立学校の管理運営に関する規則というもので定められているものでございます。これを変えるということもございますので、新たにこの規則の変更ということが生ずるわけですけれども、今回のこの措置につきましては、令和2年度限りの措置ということもありますので、従来ある規則改正という形ではなく、特例的に今年度だけに対応する規則を新たに制定して、今年度限りに適用していこうというものでございます。

2番の制定内容でございますけれども、まず1学期、従来は4月1日から8月31日までのものを8月23日までとすると。2学期については、従来9月1日からでしたけれども、8月24日から12月31日までということとその間の夏休み期間、従来でしたら7月21日から8月31日までとなっているものを、8月1日から同月23日までというふうに改正をする、令和2年度に限ってこれで行こうということでございます。施行の期日は、公布の日から施行するというところでございます。裏面のほうが議案そのものとなっておりますけれども、内容は同じでございます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

どうぞ。塚田委員。

【塚田委員】 この形で授業日数というのは確保できるということなんですか。

【教育長】 授業日数でいいですかね。授業時数でもいいかな。どなたかお答えください。

指導課長。

【指導課長】 4月と5月というふうに2か月休業しましたので、いわゆる当初予定していた授業日数からは、それでも下回ってしまうというふうに考えられます。ただその中

でも、夏期休業で短縮した部分を学期に繰り込みながら、あと学校のほうではどれだけ授業時数を確保、その中でできるかというところで、様々な工夫を、今、学校とも連携して進めているところでございます。状況によりましては、今後この分散登校に関しましても2週間たった後、情勢が落ち着いていましたら午後も授業を行っていく、またその様子を見ながら、例えば短縮授業、小学校でいえば40分授業、あるいは中学校は45分授業、場合によっては、これは品川区の一貫教育の中では実績ございますが、7時間授業という設定などをして、できるだけその日数の中で、時数を確保していく。

また、時数の確保と両面になりますけれども、学校に対しては教育要領の目標と狙いを達成するということが、従来求められているところでございますので、たとえ授業時数が標準に満たなくても、目標と狙いを達成するように、授業の質を上げてほしい。また振り返りであるとか、当初授業で行うことを、家庭教育とも連動しながら授業の質を高めながら、教科の目標と狙いは今年度中に各予定のものを達成するようというふうに指導していくということで進めてまいりたいと思いますので、今後状況を見ながら、今のように進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【教育長】 どうでしょう。お分かりになりましたでしょうか。

【塚田委員】 ちょっといいですか。

【教育長】 どうぞ。

【塚田委員】 前回の続きみたいな話になっちゃうんですけど、品川ではあまりテレワークというか、ウェブ授業ができていないということで、全国的に見てもかなりできていないみたいなんですね。だから今後こういうことがまた起きる可能性もあるので、その辺をまた推進していただく必要はあるような気がしています。

【教育長】 どなたか何か言いますか。学務課長。

【学務課長】 委員ご指摘のとおり、なかなか今、品川では環境が整っていないところがあって、いわゆるウェブの、オンラインでの授業というもの、そういったものがなかなかやりきれていないところがございます。国のほうからも、要はGIGAスクール構想ということで、今年度中に1人1台の機械を配付するようという形でもございましたので、そういったものを踏まえて、どんな対応ができるのかというのも早急に考えていきたいと思っているところでございます。

【教育長】 ICTをどう教育の中に活用するかという根本的なところを、国の目指すGIGAスクール構想が5年構想で当初示された状況の中で、品川区としても結構先進的にネットを使った学びなどもやってきてはいたんですけども、それがかえって新しい国のシステムとどう折り合いをつけるかというところで難しい状況が出たりはしている状況はあったんですが、少なくとも今、学務課長がお話したように、それも視野に入れながら、体制は整えていきたいなとは思っているところではあります。

先ほどちょっとこれもお話があったように、またこういう状況が起きるかもしれないですよ。そもそも家庭での学びと、学校での学びをどのようにリンクさせていくかということについて、あまり研究というような形で行ってこなかったというのが、品川だけではなくて、結構多かったんじゃないかなと思うんです。

それをこう、有機的にリモート学習と言ったりするんですが、関わらせながら子供たち

の学びを充実させていくということが、単元が短縮される中でも効果的になっていくだろうし、そのためにICTが活用できれば、さらに効果が出てくるのではないかなというところが、今模索されているところです。先ほど指導課長が言った、AI機能を持ったタブレットによる未来塾での学びなんていうのは、それをある程度仮想したものであったんですね。

ただ、こういう状況が続くと学習の支援としてのICTだけではなくて、子供と学校をつなぐ、親御さんと学校をつないで心を安定させるためのツールとしてのICTの在り方も、併せて必要になってきている状況があるのかなと思います。そんなことも考えながら、ICTについては、また改めて国の動きも、都の動きも含める形で考えていければなと思っています。ちょっと長くなりますので、この辺で。

そのほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。富尾委員。

【富尾委員】 期間なんですけれども、8月までの間、かなり暑い日もあるんじゃないかというふうに思うんですが、教室の冷房ですとか、熱中症対策などを講じたほうがよいかなというふうに思ったんですけれども。

【教育長】 どなたが答えますか。庶務課長。

【庶務課長】 とりあえずは学校のほうは、空調はもう既に普通教室と特別教室に入っております。それから体育館のほうもかなりもう入っております。今年度、スポットクーラーというものも新たに30校で設置をする予定でおりますので、そういったものを組み合わせて、あとはミストシャワーみたいなものも、何年か前に扇風機かミストシャワーを用意したということもあるので、学校に来ればある程度のことは対応できると思います。

あとは通学です。登下校のときがちょっと心配ですけど、朝のうちよりも帰り、ちょっと暑いときが多くなるので、特にマスクをそのときもしていなきやいけないとなると、息苦しくなるので、帽子をちゃんとかぶらせるだとか、そういったこともまた指導して行って、水筒を持たせて適宜飲むとか、そういったことも必要になってくるかなというふうに思います。

【教育長】 多分クーラーをかけながらも窓を開けて換気しなくてはいけないという熱効率の非常に悪い中で、学びを展開していかなければならない。お話があったように、登下校のときが、外が一番暑いと思いますので、そこをどういう形で緩和できるかというのが、課題でしょうかね。

首筋をタオルか何かで冷やしたりなんかするのもいいかなとは思いますが、ほんとうは品川は、ずっと7月21日から8月31日までを夏休みとしてきましたので、特に昨今は暑い夏が多いですから、来させたくないんですけれどもね。もう、そうも言ってもいられないような状況になってきていまして、これもまた何かいい策がありましたら教えていただければと思います。

ほかはいかがですか。

はい、職務代理者どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 夏休みの期間を、決めている、教育委員会が決めるということが、すごく僕は意義があると思う。今のご家庭どう見ても先が見えない状況ですよ。

私たちも見えません。見えない状況の中で、夏休みこれだけあるんだよと、だから家庭でどうしようかと、勉強をどうさせようかと。その基本ができてくるんじゃないかなと思うんです。

それから、長い間学校にいたものですから、8月の終わりというのも、子供にとって暑さに慣れているころです。慣れているということは、ちょっとやそつとの暑さもへこたれない。というのは、7月の初めの頃の暑さと、8月の物理的に同じ状態でも、受ける体の様子は違うと私は思います。それよりも夏休み疲れと、ご家庭のほうが疲れている。そのほうが大きいと思うんです。だから子供にとって、この時期、早く学校に行かせてあげるという特例かもしれないけど、そういうことをやっぱり私どもが言うというのは非常にいいことだと、私は思います。

【教育長】 ありがとうございます。特に7月の盛夏のころの登下校の対策はまたいろいろと案を、アイデアを練っていければなというふうに思います。

まだまだご意見はあるかもしれませんが、令和2年度における品川区立学校の学期および休業日の特例に関する規則について、採決していきたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、採決いたします。

令和2年度における品川区立学校の学期および休業日の特例に関する規則について、本件は原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議に移りたいと思いますので、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

— 了 —